

# 会議結果報告書

平成29年6月30日

会議の名称	平成29年度第1回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	平成29年6月27日(火) 10時00分～12時05分
開催場所	市役所 4階 第3委員会室
出席委員	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 竹前榮二委員、渡辺修一郎委員 (計 6人)
欠席委員	なし (計 0人)
説明員	村上孝浩健康福祉部長、長寿応援課吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査 (計 3人)
議題	議事 (1) 会議の運営について (2) 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例等について (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律等について (4) 今後の予定及び基本計画の策定について (5) その他
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者 4人)
事務局職員	村上孝浩健康福祉部長、北村竜一次長、近藤政雄長寿応援課長、 吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査
審議内容の記録(審議経過、結論等)	
1 開会 2 副市長あいさつ 3 委員自己紹介 4 会長及び副会長の互選について 【結果】委員推薦及び事務局案により、大貫委員、飯村委員をそれぞれ正副会長とし全会で承認された。 5 議事 (1) 会議の運営について	

説明員) 資料 1-1、1-2 に基づき説明。

議長) 会議録署名委員を会長の他 1 名名簿順に指名することとする。

【結果】承認とする。

### (2) 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例等について

説明員) 資料 2-1、2-2、2-3 に基づき説明。

< 質疑・意見 >

議長) 説明で条例化は全国初であるか把握できないとのことであったが、内閣府に確認し全国初の条例化とのことであり自負できる。現在の後見活動は、市で養成している市民後見人が 5 人で、法人後見人として社会福祉協議会が 12 人と双方のダブルスタンダードで体制づくりが行われている。

### (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律等について

会長) 資料 3-1、3-1-2、3-2、3-3、3-4 に基づき説明。

< 質疑・意見 >

委員) 会長の考察に沿ってできればいいと思う。実践でやっているものを生かし、今後積み上げていきたい。

委員) 資料 2-3 中、番号の欠落がある。利用者の実態を今後確認していきたい。

事務局) 資料修正する。

委員) 日々、障がい者への相談支援に従事している立場である。ごみ出し等の地域の中での生きにくさと、成年後見制度の利用促進がどうつながるかのイメージが持ちにくい。障がい者の分野で自立支援協議会構成委員として参画している。協議会では、説明のあった地域連携ネットワークについて、地域の中でどう解決していくかとの視点で既に常に協議されており、それとどう融合していくのかがある。現場では、日常的な困りごとに対応するパワーが必要となっており、活用のしやすさでは社会福祉協議会で行っている「安心サポートネット事業」がある。成年後見制度を利用促進して結果がどうなるのかイメージを今後確認したい。障がい者権利条約からも、盛んに当事者の意見を抜きに物事を決めないようにされているうえで、成年後見制度を利用するときどうやって当事者像として設定するかが難しい。利用者やこれから利用する人の採りにくい意見や当事者像を踏まえ、現実にはマッチした仕組みをつくりネットワーク、協議会、事務局などが動くことができれば良いと感じた。

委員) 地域連携ネットワークを作り、実際にどう動かしていくかが一番難しいと考える。専門職も頑張っているが、利用者が待っているのに一方でなかなか利用につながらないことが無いよう、うまく運用できればいいと思う。地域包括など他にも弁護士を派遣しているが、説明にあった中核機関に 3 職種として弁護士会も派遣参画するとの上で、実際の利用に結びつかないかと難しいと考えている。

副会長) 特に資料 3-2 中、「2 今後の対応について (意見)」で、成年後見制度の民法に関し、福祉関係者の理解が非常に足りてないと以前から思っていた。福祉業界では制度に大きな期待があり法制後は親亡き後の問題が一去に解決されていくと期待はあったが、必ずしもそうならない。福祉サービスの社会保障法や社会福祉法などと法体系も別で今後整えるべき部分があり、基本的には措置から契約制度となったが、中身として身上保護・監護は具体的に何を示すのか整理をすべきだと思う。本来、当審議会で行うものではないが、関係者に正しく理解を進めるうえでの具体的整理と、意思決定支援では解釈範囲が広がっており、基本的な法律行為と日常的思いや願いと解釈範囲がクリアでないことに関して議論することも良いと考える。

議長) 意思決定支援とはお茶か水がいいかなど範囲が広く、身上保護・監護も際限なく範囲広

がっているが大事なテーマである。やることはいっぱいあるが、まず私たち委員が共通のイメージや共通像を持たないと難しい。徹底的な議論のため別の勉強会なども行い、ある程度集約も進めていく必要がある。

委員) 実践の後見活動で、地域連携ネットワークは本当に大事だと思ったことがあり、市の成年後見支援センターと社協にサポートしてもらっているが、税理士でも不動産売却申告で逆さやの税の取扱いなど難しい事案があった。税金と不動産など素人では手に負えない内容もある。後見活動の相談先としても、裁判所は敷居が高く感じ後見人面接でも緊張する。今後、審議会でも議論されるが、成年後見支援センターが中間で裁判所などとの調整に関与してくれると気軽に後見活動が続けやすい。不動産に関連し本人荷物や遺骨などの一時預かりなどを今後どうしていくか問題がある。細かい事柄でもあるが、しっかり作れば良いと思う。

#### (4) 今後の予定及び基本計画の策定について

説明員) 資料4-1、4-2に基づき説明。

<質疑・意見>

委員) 地域連携ネットワークのイメージでは、他の委員の話もあったが、専門的な相談をワンストップで行える体制として中核機関が必要と考えるが、どこが担うのか。今年度は予算の関係もあるが、権利擁護支援ニーズにおいては、関係する医療など各分野があり、ニーズ把握は家族でも判断に困るものもあり、医療・保健・福祉・教育などの様々な分野への意識調査も必要であると考え。

説明員) 中核機関は、家庭裁判所などと制度利用者等の情報共有が必要であることから、現段階で市が主体的に実施を予定し、中・長期的視点で審議会でも議論をいただきたい。ニーズ把握は、国が平成31年頃に手法の構築を示すとしており、現場レベルからも早く情報を収集したい。また、その際には、財源も補助メニューを可能な限り駆使し実施していきたい。

議長) 資料4-2の国の地域連携ネットワークの資料が、図としては協議レベルを示しており体系レベルとして、チームに近くイメージ全体が浮かんでこない。特に、地域連携ネットワークとして家庭裁判所、行政、民間の3者で構成され、中核機関として裁判所も入るものであり図の構成が抜けている。福祉関係者の虐待防止ネットワーク等をベースに作成されたものであるので、資料は参考にはするが、全く新しいネットワークを組み立てるように取組まなければ、これまでと同様に全く始まらないと考える。中身としてはチームで意思決定支援と身上監護を実施していくことになる。

委員) 地域連携ネットワークに警察なども入るべきではないか。

議長) 入るべきと考える。資料4-2工程表にある権利制限に関しては、国では法的整備が見込まれている。

#### (5) その他

議長) その他委員、事務局から何か意見等はあるか。

<質疑・意見>

委員) スケジュールの日程調整をしてほしい。

事務局) 予定を報告する。

## 6 閉 会

以上